

様式第48(第69条関係)

託送供給約款変更届出書

2025 年 2 月 20 日

関東経済産業局長
佐合 達矢 殿

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号
株式会社エナジー宇宙
代表取締役社長執行役員 吉田 恵一

ガス事業法第48条第6項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙のとおり
実 施 期 日	2025 年 4 月 1 日

添 付 書 類

1. 変更を必要とする理由
2. 変更しようとする部分を明らかにした託送供給約款の新旧対照表
3. ガス事業託送供給約款料金算定規則 様式第6第1表、様式第8第1表

変更を必要とする理由

当社は託送供給約款の料金表を変更するため、ガス事業法第48条第6項の規定に基づき、託送供給約款の変更の届け出をいたします。

また、約款の表記を一部変更いたしたく、併せて届け出いたします。

(参考)

平均単価および改定率

	平均単価(円/m ³)	改定率(%)
変 更 後	61.97	-4.49%
変 更 前	64.88	

※平均単価は小数点以下第3位を四捨五入した数値です。

改定率は、以下のとおり様式第8(第18条および第19条関係)第2表の数値を使用し算出しました。

	(千円)
届出託送供給約款料金原価等	10,947,348
託送供給約款の変更前料金収入	11,461,465

添 付 書 類

1. 託送供給約款新旧対照表

2. 料金に関する説明書

ガス事業託送供給約款料金算定規則

- ・様式第1第1表 ガス需要計画
- ・様式第1第2表 設備投資計画
- ・様式第2第1表 営業費等算定総括表
- ・様式第3第1表 事業報酬算定総括表
- ・様式第4第1表 控除項目算定総括表
- ・様式第5第1表 原価等整理表
- ・様式第5第2表 機能別原価整理表
- ・様式第5第2表補足 原価等の項目別の機能原価への配分率表
- ・様式第6第1表 託送供給約款原価等と料金収入の比較表
- ・様式第8第2表 総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

1. 託送供給約款新旧対照表

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧	備考	新
託送供給約款 ＜需要場所で払い出す託送供給＞ 2024年5月31日 株式会社エナジー宇宙	追加 変更	託送供給約款 ＜需要場所で払い出す託送供給＞ 越谷・春日部・蓮田南エリア 北本エリア 2025年4月1日 株式会社エナジー宇宙

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧	備考	新
1. 基本事項 2. 託送供給約款の認可及び変更 (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社ホームページ及び事務所に於いて、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。 4. 引受条件 (15) 託送供給依頼者は、この約款における需要家等に関する事項について、ガス事業法第14条第1項の規定による説明をするときに交付する書面（以下、「<u>小売供給契約締結前に交付する書面</u>」という。）に記載し、需要家等へ通知し（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつてガス事業法施行規則第13条第11項各号に掲げるものによるものを含む。25(6)、28(2)、30(3)、VI、39、41、42、43、44(2)において同じ。）、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書を取得していただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます場合があります。 II. 託送供給契約の申込み 8. 検討の申込み (3) 需要場所に対するガスの私出の検討（以下「供給検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、原則、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申込みをしていただきます。供給検討は、需要場所単位に、1検討として申込みをしていただきます。供給検討の申込みにあたり、受入検討を事前に行っていたいただきます。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するた めに、申込受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。 ① 需要場所 ② 月別託送供給量及び年間託送供給量 ③ 私出開始希望日 ④ 最大私出ガス量 ⑤ 流量変動（1日における1時間あたりのガスの流量の変動） ⑥ 払い出すガスの圧力 ⑦ 供給管口径 ⑧ 設置予定の消費機器 ⑨ ガスメーターの個数 ⑩ その他当社が必要と認める事項 （ただし、②、⑤は世給者切替え及び低圧世給（当社が別途定める基準）に該当する場合は不要とすることがあります）	変更 変更 変更 追加	1. 基本事項 2. 託送供給約款の認可及び変更 (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社ホームページ及び事務所に於いて、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。 4. 引受条件 (15) 託送供給依頼者は、この約款における需要家等に関する事項について、ガス事業法第14条第1項の規定による説明をするときに交付する書面（以下、「<u>小売供給契約締結前に交付する書面</u>」という。）に記載し、需要家等へ通知し（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつてガス事業法施行規則第13条第11項各号に掲げるものによるものを含む。25(6)、28(2)、30(3)、VI、39、41、42、43、44(2)において同じ。）、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書を得ていただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます場合があります。 II. 託送供給契約の申込み 8. 検討の申込み (3) 需要場所に対するガスの私出の検討（以下「供給検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、原則、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申込みをしていただきます。供給検討は、需要場所単位に、1検討として申込みをしていただきます。供給検討の申込みにあたり、受入検討を事前に行っていたいただきます。なお、4で示す条件を満たしているかどうかを確認するた めに、申込受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。 ① 需要場所 ② 月別託送供給量及び年間託送供給量 ③ 私出開始希望日 ④ 最大私出ガス量 ⑤ 流量変動（1日における1時間あたりのガスの流量の変動） ⑥ 払い出すガスの圧力 ⑦ 供給管口径 ⑧ 設置予定の消費機器 ⑨ ガスメーターの個数 ⑩ その他当社が必要と認める事項 （ただし、②、⑤は世給者切替え及び低圧世給（当社が別途定める基準）に該当する場合は不要とすることがあります）

越谷・春日部・蓮田南エリア・北本エリア 新旧対照表
託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞

新旧	備考	
10. 契約の申込み及び成立 － 託送供給料金（3 部料金）での個別契約の申込みの場合 （5）託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9（2）により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給期間の最初の日（以下「託送供給開始日」といいます。）に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10（11）に基づきお知らせいたします。 ①「供給者切替え」の場合 ・ 託送供給開始日の前日から起算して15日前まで ②「供給者切替え」以外の場合 ・ 託送供給開始日まで なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29（7）または29（13）に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。 － 託送供給料金（2 部料金）での個別契約の申込みの場合 （13）託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9（2）により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10（17）に基づきお知らせいたします。 ①「供給者切替え」の場合 ・ 託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで ②「供給者切替え」以外の場合 ・ 託送供給開始日まで なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29（7）または29（13）に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。	追加 変更 追加 変更	10. 契約の申込み及び成立 － 託送供給料金（3 部料金）での個別契約の申込みの場合 （5）託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9（2）により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給期間の最初の日（以下「託送供給開始日」といいます。）に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10（11）に基づきお知らせいたします。 ①「供給者切替え」の場合 ・ 託送供給開始日の前日から起算して15日前まで ②「供給者切替え」以外の場合 ・ 託送供給開始日まで なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29（7）または29（13）に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。 － 託送供給料金（2 部料金）での個別契約の申込みの場合 （13）託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9（2）により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10（17）に基づきお知らせいたします。 ①「供給者切替え」の場合 ・ 託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで ②「供給者切替え」以外の場合 ・ 託送供給開始日まで なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29（7）または29（13）に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧	備 考	新
1 2. 需要場所 (1) 当社は、1 構内をなすものは1 建物、また、1 建物を1 需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。 Ⅲ. 料金等の算定 1 6. ガス量の計量及び算定 (7) 当社は、(4) の結果を<u>検針日から5 営業日以内に託送供給依頼者に通知いたします</u>。ただし、やむを得ない理由により、(4) の結果を<u>検針日から5 営業日以内に通知することが困難な場合には、検針期間の最終日から5 営業日以内にその旨を通知いたします</u>。 1 9. 料金等の支払 (5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、<u>支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします</u>。なお、当社が、託送供給依頼者にお知らせしたうえで、支払義務発生日を含む月（以下「支払義務発生月」といいます。）と同じ複数の託送供給料金及び補償料をまとめて請求することがあります。その場合、託送供給料金及び補償料の支払期限日を、支払義務発生月の翌月の月末日といたします。 (8) (5) (6) (7) における支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日及び1 月 4 日、<u>5 月 1 日</u>、12 月 29 日及び12 月 30 日）をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。 (22) 延滞利息の支払義務は、原則として、(21) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の<u>支払発生義務日</u>に発生したものとみなします。 Ⅳ. 託送供給 2 4. ガスの過不足の精算 (1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者（以下、「<u>全ての託送供給依頼者</u>」）には、<u>当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます</u>）において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5 パーセント以下の場合、過不足ガスを発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガスを月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。 (2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者（以下、「<u>特定の託送供給依頼者</u>」）には、<u>当社がガス小売事業を行う場合には当社を含みます</u>。）の過不足ガス量が月別受入ガス量の5 パーセントを超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。	削除 変更 変更 変更 削除 修正 削除 削除	1 2. 需要場所 当社は、1 構内をなすものは1 構内を、また、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。 Ⅲ. 料金等の算定 1 6. ガス量の計量及び算定 (7) 当社は、(4) の結果を<u>当社が設定する検針期間の最終日から5 営業日以内に託送供給依頼者に通知いたします</u>。ただし、やむを得ない理由により、(4) の結果を<u>検針期間の最終日から5 営業日以内に通知することが困難な場合には、検針期間の最終日から5 営業日以内にその旨を通知いたします</u>。 1 9. 料金等の支払 (5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、<u>支払義務発生月の翌月の月末日といたします</u>。なお、当社は、託送供給依頼者にお知らせしたうえで、支払義務発生日を含む月（以下「支払義務発生月」といいます。）と同じ複数の託送供給料金及び補償料をまとめて請求することがあります。その場合、託送供給料金及び補償料の支払期限日を、支払義務発生月の翌月の月末日といたします。 (8) (5) (6) (7) における支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日及び1 月 4 日、12 月 29 日及び12 月 30 日）をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。 (22) 延滞利息の支払義務は、原則として、(21) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の<u>支払義務発生日</u>に発生したものとみなします Ⅳ. 託送供給 2 4. ガスの過不足の精算 (1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5 パーセント以下の場合、過不足ガスを発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガスを月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとします。 (2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5 パーセントを超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧	備考	新
2 5. 託送供給の制限等 (6) 託送供給依頼者は、(1) から (5) に定める託送供給の制限等に関する事項について小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾を得ています。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。</u> 2 8. 立ち入り (2) 託送供給依頼者は、(1) に定める需要家等の土地及び建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾を得ています。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。</u>	変更 変更	2 5. 託送供給の制限等 (6) 託送供給依頼者は、(1) から (5) に定める託送供給の制限等に関する事項について小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾を得ています。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。</u> 2 8. 立ち入り (2) 託送供給依頼者は、(1) に定める需要家等の土地及び建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾を得ています。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。</u>
V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等 2 9. 託送供給契約の継続、変更及び終了 (7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日までに、個別契約の終了の申込みをしていただきます。なお、供給者切替えの場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して15日前までに申込みをしていただきます。ただし、供給者切替えの場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10 (5) または 10 (13) に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。	変更	V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等 2 9. 託送供給契約の継続、変更及び終了 (7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日までに、個別契約の終了の申込みをしていただきます。なお、供給者切替えの場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して15日前までに申込みをしていただきます。ただし、供給者切替えの場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10 (5) <u>又は</u> 10 (13) に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。
(13) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日までに、当社に申込みしていただきます。なお、供給者切替えの場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して5営業日前までに申込みをしていただきます。ただし、供給者切替えの場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10 (5) または 10 (13) に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。 3 0. 託送供給契約消滅後の関係 (3) 託送供給依頼者は、あらかじめ (2) に定める契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾を得ています。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。</u>	変更 変更	(13) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日までに、当社に申込みしていただきます。なお、供給者切替えの場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して5営業日前までに申込みをしていただきます。ただし、供給者切替えの場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10 (5) <u>又は</u> 10 (13) に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。 3 0. 託送供給契約消滅後の関係 (3) 託送供給依頼者は、あらかじめ (2) に定める契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾を得ています。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。</u>
VI. ガス工事 当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家へ通知していただきます。</u>	変更	VI. ガス工事 当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家へ通知していただきます。</u>

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧	備考	新
Ⅶ. 保安等 3 9. 供給施設の保安責任 託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を取得していただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 4 1. 保安に対する需要家等の協力 託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を取得していただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 (6) 需要家等は、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、<u>取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</u> 4 2. 需要家等の責任 託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を取得していただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 4 3. 供給施設等の検査 託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を取得していただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 4 4. 消費段階におけるガス事故の報告 (2) 託送供給依頼者は (1) に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を取得していただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 附則 1. 実施期日 この約款は、<u>2024年5月31日</u>から実施いたします。	変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 追加	Ⅶ. 保安等 3 9. 供給施設の保安責任 託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を得ていただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 4 1. 保安に対する需要家等の協力 託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を得ていただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 (6) 需要家等は、当社が設置したガスメーターについては、検針及び検査、<u>取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</u> 4 2. 需要家等の責任 託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を得ていただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 4 3. 供給施設等の検査 託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を得ていただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 4 4. 消費段階におけるガス事故の報告 (2) 託送供給依頼者は (1) に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて小売供給契約締結前に交付する書面に記載し、<u>需要家等へ通知し、需要家等の当社に対する協力事項を遵守する旨の承諾書</u>を得ていただきます。当社は必要に応じて承諾書の確認をさせていただきます。 附則 1. 実施期日 この約款は、<u>2025年4月1日</u>から実施いたします。 なお、<u>2025年4月1日</u>を含む料金算定期間の料金は、この約款によります。

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新																																																					
3. 約款等の閲覧場所等		変更	3. 約款等の閲覧場所等																																																					
(2) 当社は、需要家の書面による同意が得られていることを条件に、託送供給依頼者からの申込み（当社の定める様式によります。）に基づき需要家情報を提供します。		変更	(2) 当社は、需要家の書面等による同意が得られていることを条件に、託送供給依頼者からの申込み（当社の定める様式によります。）に基づき需要家情報を提供します。																																																					
4. 乖離率に係る暫定的措置		削除																																																						
2017年4月1日から2019年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間に於ける託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（10）③、24において「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は1.0パーセント）」と読み替えます。																																																								
託送供給約款 / 別表			託送供給約款 / 別表																																																					
(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法			(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法																																																					
受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。			受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。																																																					
越谷・春日部エリア、蓮田南エリア			越谷・春日部エリア、蓮田南エリア																																																					
<table><tr><th>項目</th><th>基準値[*]</th><th>備考</th></tr><tr><td>標準熱量</td><td>45MJ/㎥N</td><td>ガス事業法の熱量の定義による</td></tr><tr><td>総発熱量</td><td>44. 20～46. 00MJ/㎥N</td><td></td></tr><tr><td>ウォツベ指数</td><td>52. 7～57. 8</td><td>成分含有率より算定する</td></tr><tr><td>燃焼速度</td><td>35～47</td><td>算出方法はガス事業法による</td></tr><tr><td>比重</td><td>1未満</td><td>空気を1.0とする</td></tr><tr><td>付臭剤濃度</td><td>8. 0～12. 0mg/㎥3N</td><td>原則として当社が指定する付臭剤を使用する</td></tr><tr><td>受入圧力</td><td>受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること</td><td>流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること</td></tr><tr><td>受入温度</td><td>5～30℃</td><td></td></tr></table>	項目	基準値 [*]	備考	標準熱量	45MJ/㎥N	ガス事業法の熱量の定義による	総発熱量	44. 20～46. 00MJ/㎥N		ウォツベ指数	52. 7～57. 8	成分含有率より算定する	燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による	比重	1未満	空気を1.0とする	付臭剤濃度	8. 0～12. 0mg/㎥3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する	受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること	受入温度	5～30℃		変更	<table><tr><th>項目</th><th>基準値[*]</th><th>備考</th></tr><tr><td>標準熱量</td><td>45MJ/㎥N</td><td>ガス事業法の熱量の定義による</td></tr><tr><td>総発熱量</td><td>44. 20～46. 00MJ/㎥N</td><td></td></tr><tr><td>ウォツベ指数</td><td>52. 7～57. 8</td><td>成分含有率より算定する</td></tr><tr><td>燃焼速度</td><td>35～47</td><td>算出方法はガス事業法による</td></tr><tr><td>比重</td><td>1未満</td><td>空気を1.0とする</td></tr><tr><td>付臭剤濃度</td><td>12. 0～18. 0mg/㎥3N</td><td>原則として当社が指定する付臭剤を使用する</td></tr><tr><td>受入圧力</td><td>受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること</td><td>流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること</td></tr><tr><td>受入温度</td><td>5～30℃</td><td></td></tr></table>	項目	基準値 [*]	備考	標準熱量	45MJ/㎥N	ガス事業法の熱量の定義による	総発熱量	44. 20～46. 00MJ/㎥N		ウォツベ指数	52. 7～57. 8	成分含有率より算定する	燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による	比重	1未満	空気を1.0とする	付臭剤濃度	12. 0～18. 0mg/㎥3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する	受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること	受入温度	5～30℃	
項目	基準値 [*]	備考																																																						
標準熱量	45MJ/㎥N	ガス事業法の熱量の定義による																																																						
総発熱量	44. 20～46. 00MJ/㎥N																																																							
ウォツベ指数	52. 7～57. 8	成分含有率より算定する																																																						
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による																																																						
比重	1未満	空気を1.0とする																																																						
付臭剤濃度	8. 0～12. 0mg/㎥3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する																																																						
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること																																																						
受入温度	5～30℃																																																							
項目	基準値 [*]	備考																																																						
標準熱量	45MJ/㎥N	ガス事業法の熱量の定義による																																																						
総発熱量	44. 20～46. 00MJ/㎥N																																																							
ウォツベ指数	52. 7～57. 8	成分含有率より算定する																																																						
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による																																																						
比重	1未満	空気を1.0とする																																																						
付臭剤濃度	12. 0～18. 0mg/㎥3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する																																																						
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること																																																						
受入温度	5～30℃																																																							
(別表第4) 料金表			(別表第4) 料金表																																																					
越谷・春日部エリア、蓮田南エリア			越谷・春日部エリア、蓮田南エリア																																																					
〔3部料金〕			〔3部料金〕																																																					
8. 適用			8. 適用																																																					
(1) 以下の1種から5種の料金表から、いずれか1つ選択していただきます。			以下の1種から5種の料金表から、いずれか1つ選択していただきます。																																																					
9. 1種			9. 1種																																																					
(1) 定額基本料金			(1) 定額基本料金																																																					

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新
10. 2種	1 か月及び1 個別契約につき		1 か月及び1 個別契約につき
	(2) 流量基本料金		(2) 流量基本料金単価
	1 立方メートルにつき	500.00 円	1 立方メートルにつき
	(3) 従量料金単価		(3) 従量料金単価
10. 2種	1 立方メートルにつき	20.00 円	1 立方メートルにつき
	(1) 定額基本料金		(1) 定額基本料金
	1 か月及び1 個別契約につき	50,000.00 円	1 か月及び1 個別契約につき
	(2) 流量基本料金		(2) 流量基本料金単価
10. 2種	1 立方メートルにつき	500.00 円	1 立方メートルにつき
	(3) 従量料金単価		(3) 従量料金単価
	1 立方メートルにつき	15.20 円	1 立方メートルにつき
	(1) 定額基本料金		(1) 定額基本料金
11. 3種	1 か月及び1 個別契約につき	80,000.00 円	1 か月及び1 個別契約につき
	(2) 流量基本料金		(2) 流量基本料金単価
	1 立方メートルにつき	500.00 円	1 立方メートルにつき
	(3) 従量料金単価		(3) 従量料金単価
11. 3種	1 立方メートルにつき	14.48 円	1 立方メートルにつき
	(1) 定額基本料金		(1) 定額基本料金
	1 か月及び1 個別契約につき	100,000.00 円	1 か月及び1 個別契約につき
	(2) 流量基本料金		(2) 流量基本料金単価
11. 3種	1 立方メートルにつき	500.00 円	1 立方メートルにつき
	(3) 従量料金単価		(3) 従量料金単価
	1 立方メートルにつき	14.24 円	1 立方メートルにつき
	(1) 定額基本料金		(1) 定額基本料金

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
 越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新	
		修正		
1 か月及び1 個別契約につき	300,000.00 円		1 か月及び1 個別契約につき	300,000.00 円
(2) 流量基本料金			(2) 流量基本料金単価	
1 立方メートルにつき	500.00 円		1 立方メートルにつき	500.00 円
(3) 従量料金単価			(3) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	13.76 円		1 立方メートルにつき	13.76 円
北本エリア				
(2 部料金)				
1. 適用区分				
料金表A ガス量が0 立方メートルから19 立方メートルまでの場合に適用いたします。				
料金表B ガス量が19 立方メートルを超え、77 立方メートルまでの場合に適用いたします。				
料金表C ガス量が77 立方メートルを超え、194 立方メートルまでの場合に適用いたします。				
料金表D ガス量が194 立方メートルを超え、454 立方メートルまでの場合に適用いたします。				
料金表E ガス量が454 立方メートルを超え、1,000 立方メートルまでの場合に適用いたします。				
料金表F ガス量が1,000 立方メートルを超える場合に適用いたします。				
料金表A				
(1) 定額基本料金				
1 か月及び1 個別契約につき	600.00 円		1 か月及び1 個別契約につき	600.00 円
(2) 従量料金単価			(2) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	93.94 円		1 立方メートルにつき	90.48 円
3. 料金表B				
(1) 定額基本料金				
1 か月及び1 個別契約につき	800.00 円		1 か月及び1 個別契約につき	865.00 円
(2) 従量料金単価			(2) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	83.42 円		1 立方メートルにつき	79.88 円
4. 料金表C				
(1) 定額基本料金				
1 か月及び1 個別契約につき	1,260.00 円		1 か月及び1 個別契約につき	2,032.00 円
(2) 従量料金単価			(2) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	77.45 円		1 立方メートルにつき	63.21 円
5. 料金表D				

託送供給契約款必要場所払い出す託送供給へ

旧	備考	新
(1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき <u>2,401.00 円</u>	変更	(1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき <u>2,809.00 円</u>
(2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき <u>71.57 円</u>	変更	(2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき <u>58.03 円</u>
6. 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき <u>4,049.00 円</u>	変更	6. 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき <u>3,736.00 円</u>
(2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき <u>67.94 円</u>	変更	(2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき <u>54.94 円</u>
7. 料金表F (1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき <u>6,429.00 円</u>	変更	(1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき <u>5,826.00 円</u>
(2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき <u>65.56 円</u>	変更	(2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき <u>52.85 円</u>
[3 部料金] 8. 適用 (1) 以下の1 種から5 種の料金表から、いずれか1 つ選択していただきます。 1 種：年間0 立方メートル以上の場合に適用します。 2 種：年間100,000 立方メートル以上の場合に適用します。 3 種：年間500,000 立方メートル以上の場合に適用します。 4 種：年間1,000,000 立方メートル以上の場合に適用します。 5 種：年間5,000,000 立方メートル以上の場合に適用します。		[3 部料金] 8. 適用 以下の1 種から5 種の料金表から、いずれか1 つ選択していただきます。 1 種：年間0 立法メートル以上の場合に適用します。 2 種：年間100,000 立法メートル以上の場合に適用します。 3 種：年間500,000 立法メートル以上の場合に適用します。 4 種：年間1,000,000 立法メートル以上の場合に適用します。 5 種：年間5,000,000 立法メートル以上の場合に適用します。
9. 1 種 (1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき <u>25,000.00 円</u>	修正	9. 1 種 (1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき <u>25,000.00 円</u>
(2) 流量基本料金 1 立方メートルにつき <u>200.00 円</u>		(2) 流量基本料金 1 立方メートルにつき <u>200.00 円</u>
(3) 従量料金単価 1 立方メートルにつき <u>36.00 円</u>	変更	(3) 従量料金単価 1 立方メートルにつき <u>31.30 円</u>

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
 越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新
10. 2種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 50,000.00 円 (2) 流量基本料金 1立方メートルにつき 200.00 円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき <u>30.50 円</u>			10. 2種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 50,000.00 円 (2) 流量基本料金単価 1立方メートルにつき 200.00 円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき <u>28.10 円</u>
11. 3種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 100,000.00 円 (2) 流量基本料金 1立方メートルにつき 200.00 円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき <u>29.00 円</u>		修正	11. 3種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 100,000.00 円 (2) 流量基本料金単価 1立方メートルにつき 200.00 円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき <u>27.30 円</u>
12. 4種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 200,000.00 円 (2) 流量基本料金 1立方メートルにつき 200.00 円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき <u>28.00 円</u>		修正	12. 4種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 200,000.00 円 (2) 流量基本料金単価 1立方メートルにつき 200.00 円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき <u>26.60 円</u>
13. 5種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 250,000.00 円 (2) 流量基本料金 1立方メートルにつき 200.00 円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき <u>26.90 円</u>		修正	13. 5種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 250,000.00 円 (2) 流量基本料金単価 1立方メートルにつき 200.00 円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき <u>26.30 円</u>
		変更	

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新
低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。 1 立方メートルにつき4.91円			低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。 1 立方メートルにつき4.91円
(別表第7) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価 2. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガスを精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。 (実費相当単価) 実費相当単価 (円) = ガス生産・購入単価 + 製造単価 (1) ガス生産・購入単価 精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用 (以下、「ガス生産等費用」といいます。) をガスの生産及び購入等の量 (以下、「ガス生産等量」といいます。) で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。 ガス生産・購入単価 = ガス生産等費用 / ガス生産等量 なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。 ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。 (2) 製造単価 ① 「ガス生産・購入単価」により精算する場合 越谷・春日部エリア、蓮田南エリア 0円/m3 北本エリア 0.04円/m3			(別表第7) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価 2. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガスを精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。 (実費相当単価) 実費相当単価 (円) = ガス生産・購入単価 + 製造単価 (1) ガス生産・購入単価 精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用 (以下、「ガス生産等費用」といいます。) をガスの生産及び購入等の量 (以下、「ガス生産等量」といいます。) で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。 ガス生産・購入単価 = ガス生産等費用 / ガス生産等量 なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。 ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。 (2) 製造単価 ① 「ガス生産・購入単価」により精算する場合 越谷・春日部エリア、蓮田南エリア 0円/m3 北本エリア 0.06円/m3

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
 越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧	備考	新
②「全日本C I F」により精算する場合 越谷・春日部エリア、蓮田南エリア 2.36円/m³ 北本エリア <u>5.26円/m³</u> (別表第10) 料金の日割計算 料金の日割計算 (1) - 2 部料金 - 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量によります。 (1) 日割計算後基本料金 定額基本料金×日割計算日数/30 (備考) ①定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ②日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 - 3 部料金 - 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後基本料金 (定額基本料金+流量基本料金×契約最大流量) ×日割計算日数/30 (備考) ①定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ②流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金 ③日割計算日数は、料金算定期間の日数 ④計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。	変更	②「全日本C I F」により精算する場合 越谷・春日部エリア、蓮田南エリア 2.36円/m³ 北本エリア <u>5.28円/m³</u> (別表第10) 料金の日割計算 料金の日割計算 (1) - 2 部料金 - 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量によります。 (1) 日割計算後基本料金 定額基本料金×日割計算日数/30 (備考) ①定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ②日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 - 3 部料金 - 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後基本料金 (定額基本料金+流量基本料金×契約最大ガス量) ×日割計算日数/30 (備考) ①定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ②流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金 ③日割計算日数は、料金算定期間の日数 ④計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。
	修正	
	修正	

越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表 託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞

旧	備考	新
料金の日割計算 (2) － 2 部料金－ 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 4 のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算ガス量に よります。 (1) 日割計算後基本料金 定額基本料金 × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30 (備考) ① 定額基本料金は、別表第 4 の料金表における基本料金 ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30 ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第 4 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 － 3 部料金－ 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後基本料金 (定額基本料金＋<u>流量基本料金×契約最大流量</u>) × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30 (備考) ① 定額基本料金は、別表第 4 の料金表における定額基本料金 ② <u>流量基本料金は、別表第 4 の料金表における流量基本料金</u> ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30 ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第 4 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 付録 託送供給約款／付録	修正 修正 削除	料金の日割計算 (2) － 2 部料金－ 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 4 のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算ガス量に よります。 (1) 日割計算後基本料金 定額基本料金 × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30 (備考) ① 定額基本料金は、別表第 4 の料金表における基本料金 ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30 ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第 4 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 － 3 部料金－ 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後基本料金 (定額基本料金＋<u>流量基本料金×契約最大流量</u>) × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30 (備考) ① 定額基本料金は、別表第 4 の料金表における定額基本料金 ② <u>流量基本料金は、別表第 4 の料金表における流量基本料金</u> ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30 ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第 4 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 付録 託送供給約款／付録

託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南エリア、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新
<u>1. この約款の適用</u> 当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。 <u>2. 当社窓口</u> 託送供給に関するお申込み、お問い合わせは以下の窓口にて承ります。 株式会社エナジー宇宙 託送管理課 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-14-1 <u>3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法</u>			
		削除	<u>1. 当社窓口</u> 託送供給に関するお申込み、お問い合わせは以下の窓口にて承ります。 株式会社エナジー宇宙 託送管理課 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-14-1
			<u>2. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法</u>

託送供給約款＜導管の連結点（需要場所を除く）で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新
託送供給約款 ＜導管の連結点（需要場所を除く）で払い出す託送供給＞ 2024年1月1日 株式会社エナジー宇宙			
		追加	託送供給約款 ＜導管の連結点（需要場所を除く）で払い出す託送供給＞ 越谷・春日部・蓮田南エリア 北本エリア 2025年4月1日 株式会社エナジー宇宙

託送供給約款＜導管の連結点（需要場所を除く）で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新																																																					
ら2年間に於ける託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（10）③、2.1においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は10パーセント）」と読み替えます。			託送供給約款 / 別表																																																					
(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法及び監視方法 受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。 越谷・春日部エリア、蓮田南エリア			(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法及び監視方法 受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。 越谷・春日部エリア、蓮田南エリア																																																					
<table><tr><th>項目</th><th>基準値*</th><th>備考</th></tr><tr><td>標準熱量</td><td>45MJ/㎥N</td><td>ガス事業法の熱量の定義による</td></tr><tr><td>総発熱量</td><td>44.20～46.00MJ/㎥N</td><td></td></tr><tr><td>ウォッペ指数</td><td>52.7～57.8</td><td>成分含有率より算定する</td></tr><tr><td>燃焼速度</td><td>35～47</td><td>算出方法はガス事業法による</td></tr><tr><td>比重</td><td>1未満</td><td>空気を1.0とする</td></tr><tr><td>付臭利濃度</td><td>8.0～12.0mg/㎥3N</td><td>原則として当社が指定する付臭剤を使用する</td></tr><tr><td>受入圧力</td><td>受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること</td><td>流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること</td></tr><tr><td>受入温度</td><td>5～30℃</td><td></td></tr></table>	項目	基準値*	備考	標準熱量	45MJ/㎥N	ガス事業法の熱量の定義による	総発熱量	44.20～46.00MJ/㎥N		ウォッペ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する	燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による	比重	1未満	空気を1.0とする	付臭利濃度	8.0～12.0mg/㎥3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する	受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること	受入温度	5～30℃		変更	<table><tr><th>項目</th><th>基準値*</th><th>備考</th></tr><tr><td>標準熱量</td><td>45MJ/㎥N</td><td>ガス事業法の熱量の定義による</td></tr><tr><td>総発熱量</td><td>44.20～46.00MJ/㎥N</td><td></td></tr><tr><td>ウォッペ指数</td><td>52.7～57.8</td><td>成分含有率より算定する</td></tr><tr><td>燃焼速度</td><td>35～47</td><td>算出方法はガス事業法による</td></tr><tr><td>比重</td><td>1未満</td><td>空気を1.0とする</td></tr><tr><td>付臭利濃度</td><td>12.0～18.0mg/㎥3N</td><td>原則として当社が指定する付臭剤を使用する</td></tr><tr><td>受入圧力</td><td>受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること</td><td>流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること</td></tr><tr><td>受入温度</td><td>5～30℃</td><td></td></tr></table>	項目	基準値*	備考	標準熱量	45MJ/㎥N	ガス事業法の熱量の定義による	総発熱量	44.20～46.00MJ/㎥N		ウォッペ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する	燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による	比重	1未満	空気を1.0とする	付臭利濃度	12.0～18.0mg/㎥3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する	受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること	受入温度	5～30℃	
項目	基準値*	備考																																																						
標準熱量	45MJ/㎥N	ガス事業法の熱量の定義による																																																						
総発熱量	44.20～46.00MJ/㎥N																																																							
ウォッペ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する																																																						
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による																																																						
比重	1未満	空気を1.0とする																																																						
付臭利濃度	8.0～12.0mg/㎥3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する																																																						
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること																																																						
受入温度	5～30℃																																																							
項目	基準値*	備考																																																						
標準熱量	45MJ/㎥N	ガス事業法の熱量の定義による																																																						
総発熱量	44.20～46.00MJ/㎥N																																																							
ウォッペ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する																																																						
燃焼速度	35～47	算出方法はガス事業法による																																																						
比重	1未満	空気を1.0とする																																																						
付臭利濃度	12.0～18.0mg/㎥3N	原則として当社が指定する付臭剤を使用する																																																						
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること																																																						
受入温度	5～30℃																																																							
(別表第4) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価		(別表第4) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価																																																						
2. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガスを精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。		2. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガスを精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。																																																						
(実費相当単価) 実費相当単価 (円) = ガス生産・購入単価 + 製造単価		(実費相当単価) 実費相当単価 (円) = ガス生産・購入単価 + 製造単価																																																						
(1) ガス生産・購入単価 精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用（以下、「ガス生産等費用」といいます。）をガスの生産及び購入等の量（以下、「ガス生産等量」といいます。）で除したものを当該月単価とい、次の算式により算定するものとします。		(1) ガス生産・購入単価 精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用（以下、「ガス生産等費用」といいます。）をガスの生産及び購入等の量（以下、「ガス生産等量」といいます。）で除したものを当該月単価とい、次の算式により算定するものとします。																																																						
ガス生産・購入単価 = ガス生産等費用 / ガス生産等量		ガス生産・購入単価 = ガス生産等費用 / ガス生産等量																																																						

託送供給約款＜導管の連結点（需要場所を除く）で払い出す託送供給＞
越谷・春日部・蓮田南、北本エリア 新旧対照表

旧		備考	新																
なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。 ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。 (2) 製造単価 ① 「ガス生産・購入単価」により精算する場合 <table><tr><td>越谷・春日部エリア、蓮田南エリア</td><td>0 円/m³</td></tr><tr><td>北本エリア</td><td><u>0. 0 4 円/m³</u></td></tr></table> ② 「全日本C I F」により精算する場合 <table><tr><td>越谷・春日部エリア、蓮田南エリア</td><td>2. 3 6 円/m³</td></tr><tr><td>北本エリア</td><td><u>5. 2 6 円/m³</u></td></tr></table>		越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	0 円/m ³	北本エリア	<u>0. 0 4 円/m³</u>	越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	2. 3 6 円/m ³	北本エリア	<u>5. 2 6 円/m³</u>		なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。 ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。 (2) 製造単価 ① 「ガス生産・購入単価」により精算する場合 <table><tr><td>越谷・春日部エリア、蓮田南エリア</td><td>0 円/m³</td></tr><tr><td>北本エリア</td><td><u>0. 0 6 円/m³</u></td></tr></table> ② 「全日本C I F」により精算する場合 <table><tr><td>越谷・春日部エリア、蓮田南エリア</td><td>2. 3 6 円/m³</td></tr><tr><td>北本エリア</td><td><u>5. 2 8 円/m³</u></td></tr></table>	越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	0 円/m ³	北本エリア	<u>0. 0 6 円/m³</u>	越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	2. 3 6 円/m ³	北本エリア	<u>5. 2 8 円/m³</u>
越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	0 円/m ³																		
北本エリア	<u>0. 0 4 円/m³</u>																		
越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	2. 3 6 円/m ³																		
北本エリア	<u>5. 2 6 円/m³</u>																		
越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	0 円/m ³																		
北本エリア	<u>0. 0 6 円/m³</u>																		
越谷・春日部エリア、蓮田南エリア	2. 3 6 円/m ³																		
北本エリア	<u>5. 2 8 円/m³</u>																		
付録			付録																
1. この約款の適用 <u>当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。</u>		削除																	
2. 当社窓口 託送供給に関するお申込み、お問い合わせは以下の窓口にて承ります。 株式会社エナジー宇宙 託送管理課 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1－1 4－1		変更	1. 当社窓口 託送供給に関するお申込み、お問い合わせは以下の窓口にて承ります。 株式会社エナジー宇宙 託送管理課 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1－1 4－1																
3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法		変更	2. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法																

2. 料金に関する説明書

様式第1（第3条関係）
第1表

ガ ス 需 要 計 画

(単位：千m³)

	2023年度 実績	2024年度 見込み	2025年度	2026年度	2027年度	原価算定期間 計	備 考
需要量	57,297	57,927	58,208	58,994	59,460	176,663	

- (注) 1.原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。
2.備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第2表

設備投資計画

(単位:千円)

		2023年度 実績	2024年度 見込み	2025年度	2026年度	2027年度	原価算定期間 計	備 考
土 地		0	0	0	0	0	0	
建 物		0	0	0	0	0	0	
供 給 設 備	ガスホルダー	0	0	0	0	0	0	
	その他機械装置	261,710	78,399	146,049	187,900	205,250	539,199	
	主要導管	0	0	0	0	0	0	
	本支管(主要導管以外)	311,739	1,060,811	1,029,579	1,128,931	827,439	2,985,949	
	供給管	83,294	114,278	105,072	105,072	105,072	315,216	
	その他	88,400	920	0	0	0	0	
	計	745,143	1,254,409	1,280,700	1,421,903	1,137,761	3,840,364	
業 務 設 備		0	0	0	0	0	0	
合 計		745,143	1,254,409	1,280,700	1,421,903	1,137,761	3,840,364	
工事負担金等 (合計の内訳)		0	0	0	0	0	0	

(注) 消費税を含まない金額を記載すること。また、工事負担金等圧縮前の値を基準として記載すること。

営業費等算定総括表

（原価算定期間：2025年4月～2028年3月）

（単位：千円）

項 目		金 額	備 考
労 務 費	役員給与	3,149	
	給料	493,689	
	雑給	19,398	
	賞与手当	94,834	
	法定福利費	101,496	
	厚生福利費	33,267	
	退職手当	24,054	
計		769,890	
諸 経 費	修繕費	49,509	
	電力料	4,610	
	水道料	2,123	
	使用ガス費	10,951	
	消耗品費	327,614	
	運賃	169	
	旅費交通費	10,794	
	通信費	122,477	
	保険料	7,364	
	賃借料	81,128	
	委託作業費	983,400	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税 （法人税割）を除く。）	810,280	
	試験研究費	0	
	教育費	2,559	
	需要開発費	0	
	たな卸減耗費	0	
	固定資産除却費	8,169	
	貸倒償却	0	
	雑費	< 0 > < 4,479 > 17,853	寄付金に係る費用 団体費に係る費用
	需給調整費	0	
	バイオガス調達費	0	
	需要調査・開拓費	0	
	事業者間精算費	3,457,995	
計		5,897,002	
減価償却費		3,470,399	
営業外費用		0	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		247,467	
合 計		10,384,759	

- （注）1.雑費の上段< >には寄付金に係る費用を、下段< >には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 2.備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること。
- 3.該当事項がない欄には記載することを要しない。

様式第3（第6条関係）
第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間：2025年4月～2028年3月）

（単位：千円）

項 目		金 額	備 考
レートベース	固定資産投資額	19,313,814	
	運転資本	833,361	
	繰延資産残高	0	
	計	20,147,175	
事業報酬率		2.87%	
事業報酬額		578,224	

- （注） 1. 届出による変更の場合であつて、当該一般ガス導管事業者の他人資本報酬率を使用するときは、その旨を備考欄に記載し、括弧内にその率を記載すること。
2. 第 19 条第 2 項において準用する第6条の規定により財務体質強化原資を設けるときは、該当する欄を事業報酬率の欄の下に設け、事業報酬額の欄には、財務体質強化原資の額を加えた額を記載し、これを除いた額を括弧内に記載すること。
3. 別表第 1 第 2 表（注） 2. の方式により事業報酬額を設定するときは、備考欄に該当導管に係る金額及びその算定に用いた事業報酬率を記載すること。

様式第4（第7条関係）

第1表

控 除 項 目 算 定 総 括 表

(原価算定期間:2025年4月～2028年3月)		(単位:千円)
項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	2,520	
事業者間精算収益	13,114	
合 計	15,634	

- (注) 1. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること(以下この様式において同じ。).
2. 該当事項がない欄には記載することを要しない(以下この様式において同じ。).

原 価 等 整 理 表

(単位:千円)

項 目			供給販売費	一般管理費	その他の項目	合計
営 業 費	労務費	役員給与	0	3,149	—	3,149
		給料	462,405	31,283	—	493,689
		雑給	19,398	0	—	19,398
		賞与手当	75,953	18,881	—	94,834
		法定福利費	96,830	4,666	—	101,496
		厚生福利費	29,960	3,306	—	33,267
		退職手当	19,664	4,389	—	24,054
		計	704,213	65,677	—	769,890
	諸経費	修繕費	49,509	0	—	49,509
		電力料	2,161	2,449	—	4,610
		水道料	1,377	745	—	2,123
		使用ガス費	8,530	2,420	—	10,951
		消耗品費	322,259	5,354	—	327,614
		運賃	72	96	—	169
		旅費交通費	9,809	985	—	10,794
		通信費	120,678	1,798	—	122,477
		保険料	2,807	4,556	—	7,364
		賃借料	67,646	13,482	—	81,128
		委託作業費	938,961	44,439	—	983,400
		租税課金	708,931	101,348	—	810,280
		試験研究費	0	0	—	0
		教育費	2,550	8	—	2,559
		需要開発費	0	0	—	0
		たな卸減耗費	0	0	—	0
		固定資産除却費	5,313	2,856	—	8,169
		貸倒償却	0	0	—	0
		雑費	3,759	14,093	—	17,853
		需給調整費	0	0	—	0
		バイオガス調達費	0	0	—	0
		需要調査・開拓費	0	0	—	0
		事業者間精算費	3,457,995	0	—	3,457,995
		計	5,702,366	194,636	—	5,897,002
		減価償却費		3,447,093	23,305	—
営業外費用		—	—	0	0	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る）		—	—	247,467	247,467	
事業報酬		—	—	578,224	578,224	
小 計 (A)		9,853,673	283,619	825,691	10,962,983	
控除項目	営業雑益	—	—	0	0	
	雑収入	—	—	2,520	2,520	
	事業者間精算収益	—	—	13,114	13,114	
	計 (B)	—	—	15,634	15,634	
合計（原価等） (C) = (A) - (B)		—	—	—	10,947,348	

(注) 1. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ）。

2. 中小事業者は、供給販売費と一般管理費とを合わせて記載することができる（以下この様式において同じ。）。

第2表

機能別原価整理表

(単位:千円)

機能別原価項目		金 額
ホルダー原価		1,009,511
供給需要原価	高圧導管原価	
	中圧導管原価	510,870
	中圧A導管原価	
	中圧B導管原価	
	低圧導管原価	4,611,956
	計	5,122,827
需要家原価	供給管原価	743,199
	メーター原価	330,871
	検針原価	266,657
	内管保安原価	16,285
	計	1,357,014
託送供給特定原価		3,457,995
合 計 (原価等)		10,947,348

(注) 記入に当たっては各一般ガス導管事業者の原価項目に合わせて、欄を加えて記載することができる (以下この様式において同じ。)

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位:%)

	供給販売費			一般管理費			その他項目						
	労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外費用	事業報酬	法人税・ 地方法人 税・ 住民税	営業雑益	控除項目		
供給 需要 原価	ホルダー原価	24.01	6.03	6.78	24.01	24.01	24.01	0.00	24.01	24.01	0.00	24.01	24.01
	高圧導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	中圧導管原価	5.86	2.21	8.10	5.86	5.86	5.86	0.00	5.86	5.86	0.00	5.86	5.86
	中圧A導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	中圧B導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
供給 需要 家 原価	低圧導管原価	59.39	20.85	68.32	59.39	59.39	59.39	0.00	59.39	59.39	0.00	59.39	59.39
	計	65.25	23.06	76.42	65.25	65.25	65.25	0.00	65.25	65.25	0.00	65.25	65.25
	供給管原価	10.01	2.15	12.78	10.01	10.01	10.01	0.00	10.01	10.01	0.00	10.01	10.01
	メーター原価	0.64	5.22	0.63	0.64	0.64	0.64	0.00	0.64	0.64	0.00	0.64	0.64
	検針原価	0.00	2.63	3.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
託送供給特定原価	内管保安原価	0.09	0.27	0.01	0.09	0.09	0.09	0.00	0.09	0.09	0.00	0.09	0.09
	計	10.74	10.27	16.80	10.74	10.74	10.74	0.00	10.74	10.74	0.00	10.74	10.74
		0.00	60.64	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計（原価等）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00	100.00	100.00	0.00	100.00	100.00	100.00

- (注) 1. 機能別原価に配分した比率を記載すること (以下この様式において同じ。)
 2. 配分率は、小数点以下第3位を四捨五入し記載すること (以下この様式において同じ。)

様式第 6（第 1 4 条関係）
第 1 表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千 m ³)	平均単価 (a ÷ b) (円 / m ³)	想定料金収入 (千円)
10,947,348	176,663	61.97	10,947,342

様式第 8（第18条及び第19条関係）

第 2 表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原価算定期間：2025年4月～2028年3月）

（単位：千円）

	金 額
届出託送供給約款料金原価等 (財務体質強化原資)	10,947,348 ()
託送供給約款の変更前料金収入	11,461,465
託送供給約款料金引下げ原資	514,117
需要量（千 m ³ ）	176,663